

お知らせ



眠っている「空き家」ありませんか  
**桂川町空き家バンク**  
**登録空き家等募集!**

**企画財政課 企画広報係 ☎65・1085**  
桂川町では、町内に活用されていない空き家・空き地をお持ちの方と、町内への定住等を目的として空き家等を探している方との、マッチングを行う「桂川町空き家バンク」制度を実施しています。町内に空き家・空き地をお持ちの方は、ぜひ「桂川町空き家バンク」にご登録をお願いします。

**【登録できる空き家の条件】**

- ① 町内に居住や事業をおこなうことを目的として建築された建物で、現在、居住や事業に活用されていない物件（※近く空き家となるものは含む）
  - ② 住居等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となるものは含む）
  - ③ 居住や事業への活用が可能な物件（※軽微な修繕により居住等が可能なものは含む）
  - ④ 集合住宅（アパート、長屋等）でない戸建の物件
  - ⑤ 売買できる物件
  - ⑥ 売買の際に所有権移転登記が出来る物件
- ※その他にも条件あり。  
詳細については、お問い合わせいただくか、「桂川町空き家バンク」HPをご覧ください。  
**HP** <http://www.town.keisen.fukuoka.jp/akiyabank/>  
owner/



補助金



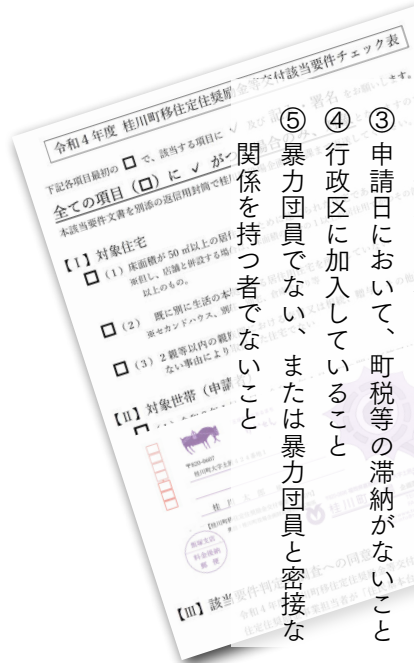
移住定住促進に向けて  
**桂川町移住定住奨励金等交付事業について**

**企画財政課 企画広報係 ☎65・1085**  
桂川町では、左記の【交付の要件】を全て満たし、まちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、移住定住奨励金等を交付する「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を実施しています。

対象の世帯には、事業案内に関する書類等を5月中旬に郵送しています。提出期限は令和4年9月30日となっておりますので、内容の確認をよろしくお願いします。

また、案内書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。  
**【交付の要件】**次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和3年1月2日〜令和4年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が、桂川町に定住する意思があり、桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと



補助金



桂川町結婚新生活支援事業  
**結婚新生活を始めるための費用を助成します**

**企画財政課 企画広報係 ☎65・1085**  
桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。（夫婦ともに29歳以下は最大60万円）  
**【対象】**

- ① 令和4年1月1日〜令和5年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること。
  - ② 夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。
  - ③ 申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
  - ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
  - ⑤ 夫婦の所得の合計額が400万円未満であること。
  - ⑥ 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。
- ※その他にも条件があります。  
**【申請期間】**令和5年3月31日まで  
**【助成額】**1世帯当たり上限30万円（ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円）  
※予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。